

当省の医療コンテナの活用促進に関する取り組み

第6回医療コンテナの活用促進に関する関係府省連絡調整会議

令和6年4月17日（水）

厚生労働省 医政局 地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室

目次

1. 第8次医療計画への記載状況について
2. 医療コンテナ活用促進事業について
3. 令和6年能登半島地震の被災地への派遣状況について

1. 第8次医療計画への記載状況について

概要

- 厚生労働省は、令和6年度からはじまる「第8次医療計画」の策定指針において、都道府県や医療機関が災害時等に医療コンテナを検査や治療に活用することなどを新たに盛り込んだ。
- その結果、47都道府県が策定した医療計画のうち、17府県(36.2%)の医療計画において、医療コンテナの活用に係る文言が記載された。

【医療コンテナの活用に係る文言が盛り込まれた17府県】

青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、山梨県、岐阜県、静岡県、京都府、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県

【記載例】

- 大規模災害時の発生に備えて整備した医療コンテナについて、災害発生時において、迅速に検査・治療等に活用できるよう検討します。(山梨県)
- SCUにおいて資機材の保管に活用しているコンテナに加え、災害時の医療提供体制を維持するために活用できる医療コンテナの導入を検討します。(大分県)

【記載しなかった理由(一部)】

- 他の都道府県の動向をみながら、今後の方針について検討。
- 医療計画の中間見直し時(3年後)に改めて検討。

2. 医療コンテナ活用促進事業について

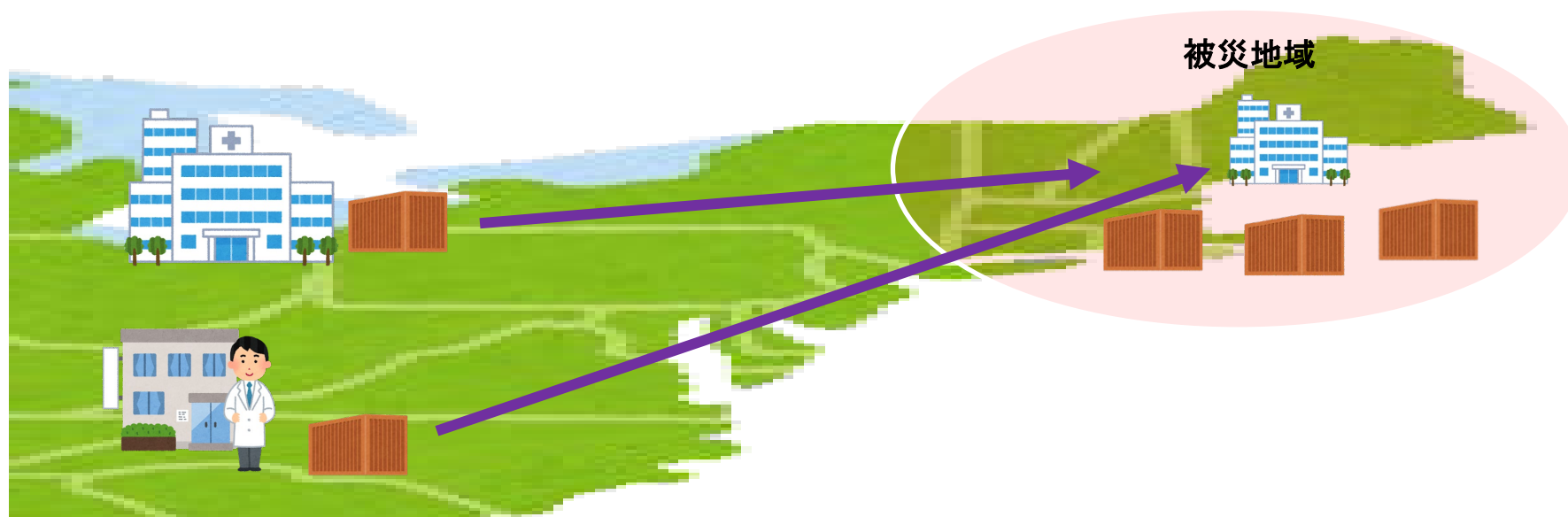
予算額

57百万円

※令和5年度補正予算で計上。令和6年度に繰越済み

概要

- ・ 都道府県や災害拠点病院が医療コンテナの導入促進を図るためのモデル事業を実施し、今後の医療コンテナの普及促進につなげることを目的とする。
- ・ 都道府県及び災害拠点病院が平時から医療コンテナを整備する費用(賃借料、運搬・設置料等)を支援(補助率:国1/3)。
- ・ 実施要綱・交付要綱を周知し、都道府県・災害拠点病院からの提案を募集中。



3. 令和6年能登半島地震の被災地への設置状況について

設置概要

- 令和6年能登半島地震では、家屋倒壊や断水等により、多くの住民が避難所での避難生活を余儀なくされた。被災地域では、避難住民の医療需要に対応できる救護所が求められていた。
- 石川県では、冬季の厳しい環境下における避難者への救護ニーズを想定し、一部の避難所や医療機関の敷地内等に医療コンテナを用いた救護所を設置し、医療コンテナの輸送・設置オペレーションを実施した。

設置実績

救護所として石川県内へ34基を設置・運用した

● 避難所に隣接した救護所

- 珠洲市飯田小学校・・・2基
- 珠洲市正院小学校・・・1基
- 珠洲市宝立小学校・・・1基
- 珠洲市蛸島小学校・・・2基

● それ以外の救護所

- 珠洲市総合病院・・・2基
- 門前保健センター、穴水総合病院、
- 輪島市立輪島病院・・・3基
- ごちゃまるクリニック・・・4基
- 志賀町立富来病院・・・10基（※下線はR6年4月現在継続運用中のもの）

● SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)

- 金沢市西部緑地公園・・・9基



▲ 志賀町立富来病院に設置された医療コンテナ

▼ 飯田小学校に設置された避難所隣接の救護所

